

# 暮らしを支える税

11月11日(土)から17日(金)までは、「税を考える週間」です。税金には、国税・県税・市税があり、多くの公共サービスを支えています。市では、市民が健康で安全な暮らしができるよう、道路・下水道・公園の整備、教育や福祉の充実、消防・災害対策などに努めています。今回、その重要な財源となっている市税などについて紹介します。



## 市民税

個人の市民税は、毎年1月1日現在、本市に住所を有する方などに対し、県民税と合わせて課税されます。

市内に住所がある方などは、法律によって所得などの申告が義務付けられています。(ただし、給与や年金所得のみで、給与や年金を支払う者などから支払報告書が提出される方や税務署に確定申告書を提出される方などは除く)

市では、提出された申告書や給与支払報告書などに基づき、市民税や国民健康保険(以下「国保」)税を計算します。

### ●申告書などの提出がない場合

- ▼各種所得控除や国保税の軽減措置が受けられないことがあります。
- ▼児童扶養手当の認定や保育所の保育料算定、住宅ローンの融資などに必要な所得証明書の交付を受けられないことがあります。
- \*障害のある方は、障害者控除が受けられます。(障害者手帳など、障害の程度を証明できるものが必要)



個人の市民税は、毎年1月1日現在、本市に住所を有する方などに対し、県民税と合わせて課税されます。

\*介護認定を受けている方で、かつ障害者手帳を所持していない方は、障害者控除対象者認定書(該当される方には担当課より文書で通知)で控除が受けられます。

### ●セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の創設

これは、指定のスイッチOTC医薬品(市販薬)を購入した場合、年間1万2000円を超える分の金額をその年の所得から控除(8万8000円を限度)するものです。

\*スイッチOTC医薬品は、要指導医薬品および一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品

\*本特例の適用を受ける場合、現行の医療費控除の適用は受けられません。**【対象】**健康の維持増進および疾病予防のため、次の取り組みを行っている個人(個人と生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った分も対象となります)

- ▼特定健康診査、予防接種(医師の関与があるものに限る)、定期健康診断、健康診査、がん検診

保への加入または脱退の必要が生じた場合は、**14日以内**に本庁市民課または各支所地域振興課へ届け出てください。国保税は、届け出の日から課税されるわけではなく、社会保険などの資格が失われた日、あるいは転入した日からとなります。届け出が遅れると、まとめて納めることになり、負担が大きくなりますので、注意してください。

### 大切な納税

#### ●市税を滞納すると...

納期限までに納税がない場合には、督促状を送付し、それでも納付がない場合は、催告書や電話などにより、納税の催告をします。滞納した場合には、本来納める税金のほか、督促手数料・延滞金を納めなければなりません。また、期日までに納税した方との公平性を保つため、財産(不動産・生命保険・預貯金・給与・年金など)の差し押さえ、取り立て、公売などを行い、市税に充てることとなります。

#### ●納期限内に納付を!

市税を滞納することは、納税者・本市にも不利益となります。納付された貴重な納税を有効に活用するために、納期限内の納税に協力をお願いします。

\*市県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税・国保税は、コンビニで

**【適用期間】** 本年1月1日〜平成33年12月31日



まずは、対象の医薬品を買ったときのレシートを捨てずに取っておきましょう。

ドラッグストアなどのレシートには、スイッチOTC医薬品を購入した場合、それが一目で分かるように表示されています。

#### ●寄附金税額控除

従来の共同募金会・日本赤十字社・都道府県または市区町村に加え、県内に主たる事務所を有する公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、認定NPO法人なども適用の対象となります。これらの団体へ寄附を行った方は、寄附先の領収書などを添付して申告されると、2000円を超える部分について、一定限度まで税額控除が受けられます。

## 固定資産税

毎年1月1日に所有している土地、家屋、償却資産に課税されます。ただし、土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

|      |       |
|------|-------|
| 土地   | 30万円  |
| 家屋   | 20万円  |
| 償却資産 | 150万円 |

#### ●納税は口座振替(口座引き落とし)で納税を口座振替にすると...

- ・安心(納期を忘れても安心)
  - ・安全(現金の取り扱いがなく、安全)
  - ・便利(忙しい方には、特に便利)
- です。口座振替は金融機関の窓口で受け付けています。手続きの際は、納付書・預金通帳・通帳の届け出印を持参ください。(手続きは簡単・無料)
- \*市税の口座振替については、毎回必ず通帳で確認してください。

#### ●納税に関する相談は

本庁2階収納課または各支所地域振興課で随時受け付けています。

#### ●納税お知らせセンター

本年8月から庁舎内に「納税お知らせセンター」を設置し、電話で税の納付の呼び掛けなどを行っています。



#### ●窓口でのサービスなど

●証明書の発行  
マイナンバーカードを所有している

**●各種届け出のお願**  
次のような場合は、必ず届け出または申告をしてください。

- ①家屋を新築したとき、または取り壊したとき(登記済みの家屋は除く)
- ②増築や一部滅失など、家屋の床面積が変わったとき
- ③未登記家屋の所有者を変更したとき
- ④土地の利用状況を変更したとき
- ⑤災害で家屋や土地に被害があったとき
- ⑥所有者や納税代表者または納税管理人が死亡したとき
- ⑦市外にお住まいの所有者が転居したとき

#### ●償却資産申告のお知らせ

事業用の償却資産(遊休・未稼働を含む)については、毎年1月1日に所有している資産を1月31日までに申告するよう義務付けられています。申告に必要な書類は、前年の12月末日までに郵送します。

なお、平成30年度の申告期限は、平成30年1月31日(水)です。

## 軽自動車税

毎年4月1日現在で、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、小型二輪の所有者に対して課税されます。

#### ●免除等申請について

納税者が次に該当する場合は、税の免除を受けることができます。

- ①身体または精神に障害を有し、歩行が困難な方が所有する軽自動車など、またはその方と生計を一にする方が

方は、全国のコンビニで、最新の年度およびその前年度の所得課税証明書を取得できます。利用できない店舗もありますので、事前に確認ください。

本庁・支所以外でも、中央公民館市民サービスコーナーまたは出張所で、次の証明書を発行しています。

| 証明書の種類   | 手数料  |
|--|------|
| ・所得課税証明書<br>・所得証明書<br>・課税証明書(市県民税)<br>・納税証明書<br>・営業証明書 | 200円 |
| ・軽自動車税の納税証明書(車検用)                                      | 無料   |

\*公的身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証・保険証など)が必要です。  
\*代理の方が申請するときは、代理人(窓口に来る方)の公的身分証明書と申請者本人の印鑑または委任状が必要です。

#### ●昼休み窓口業務

12時から13時までの間も、窓口業務の一部および収納業務を行っています。

#### 【問合せ先】

- ▼市民税・国保税 税務課市民税グループ(内線2231)
- ▼固定資産税 税務課  
土地グループ(内線2241)  
家屋グループ(内線2251)
- ▼軽自動車税 税務課税制グループ(内線2221)
- ▼税の収納関係 収納課(内線2421・2431)
- ▼支所管内における税 各支所地域振興課地域振興グループ



## 国保税

### ●あなたの共済制度

国保事業は、加入者みんなで税を負担して、病気やけがなどの治療費に備える相互扶助制度です。

●保険の加入・脱退は早めに手続きを  
就職・退職や転入・転出などで、国